

発 行 所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 戸 市 役 編集兼印神 戸 市 長 刷発行人 発行日毎 週 火 曜 日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸国際港都建設事業防災街区整備事業施行規程を定める条例施行規則	都市局まち再生推進課	1
規則	神戸国際港都建設事業防災街区整備事業施行規程を定める条例の施行期日を定める規則	都市局まち再生推進課	7
規則	神戸空港条例施行規則の一部を改正する規則	港湾局空港調整課	8
規則	神戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	福祉局国保年金医療課	10
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道生田北230号 線他)	建設局道路管理課	12
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道大池3号線)	建設局道路管理課	13
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西部建設事務所	14
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局垂水建設事務所	16
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局中部建設事務所	18
告示	放置物件等の事前撤去告示	港湾局神戸港管理事務 所	21
告示	放置物件等の撤去保管告示	港湾局神戸港管理事務 所	22
告示	計量法による定期検査機関の指定の更新	地域協働局消費生活センター	24
告示	指定公金事務取扱者の委託	文化スポーツ局博物館学 芸課	25
告示	ひがしなだかるた販売及び料金の収納業務に係る委託	東灘区総務部地域協働 課	26
告示	里づくり計画の認定	経済観光局農政計画課	27
公告	神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更	経済観光局農政計画課	28
公告	開発行為の工事の完了(垂水区霞ヶ丘5丁目)	都市局都市計画課	29
交通局	神戸市営地下鉄ポイント還元サービス取扱規程の制定	交通局経営企画課	30
交通局	神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程等の一部を改正する 規程	交通局経営企画課	36
訂正	令和6年10月1日付け神戸市公報第3879号中	建築住宅局建築指導部 建築安全課	47

神戸国際港都建設事業防災街区整備事業施行規程を定める条例施行規則をここに公布する。

令和6年11月15日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第22号

神戸国際港都建設事業防災街区整備事業施行規程を定める条例施行規則 (趣旨)

第1条 この規則は、神戸国際港都建設事業防災街区整備事業施行規程を定める 条例(令和6年9月条例第11号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要 な事項を定めるものとする。

(審査会の招集)

第2条 市長は、条例第16条第1項の規定により、審査会を招集しようとするときは、会議を開く日の5日前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を審査会の委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

(会議の非公開)

第3条 審査会の会議は、公開しない。

(議事録の作成)

- 第4条 審査会の会長は、会議を開いたときは、次に掲げる事項を記載した議事 録を作成しなければならない。
 - (1) 開会、休憩及び閉会の日時並びに会議の場所
 - (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
 - (3) 議事次第
 - (4) 会議に付した議題及びその内容
 - (5) 議事の概要及びその経過
 - (6) 表決の数
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項
- 2 議事録には、会長が指名する委員2名が署名するものとする。

(清算金の確定通知)

- 第5条 条例第18条の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した防災 街区整備事業清算金確定通知書により行うものとする。
 - (1) 確定した清算金の額及び徴収又は交付の別
 - (2) 清算金の徴収又は交付の予定時期

(清算金交付の通知)

- 第6条 市は、法第248条第1項及び第2項の規定により清算金を交付しようと するときは、次の各号に掲げる事項を記載した防災街区整備事業清算金交付通 知書により当該清算金の交付を受ける者に通知するものとする。
 - (1) 交付する清算金の額
 - (2) 交付期日
 - (3) 交付方法

(清算金の供託の通知)

- 第7条 法第227条において準用する都市再開発法(昭和44年法律第38号)第92 条第6項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した防災街区整備 事業清算金供託通知書により行うものとする。
 - (1) 供託した清算金の額
 - (2) 供託所

(清算金の徴収通知)

- 第8条 市は、法第248条第1項及び第2項の規定により清算金を徴収しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した防災街区整備事業清算金徴収通知書により当該清算金の徴収を受ける者に通知するものとする。
 - (1) 徴収する清算金の額
 - (2) 納付期限
 - (3) 納付方法
- 2 前項の通知は、納付期限の10日前までにするものとする。
- 3 第1項の通知は、神戸市会計規則(昭和39年3月規則第81号)第27条第3項 の規定による納入通知書による通知をもって、これに代えることができる。

(分割徴収の申請)

第9条 条例第19条第1項の規定により、清算金の分割徴収を申請しようとする

者は、次の各号に掲げる事項を記載した防災街区整備事業清算金分割徴収申請 書に、自己の所得を証する書類を添付し、申請しなければならない。

- (1) 分割徴収を希望する清算金の額
- (2) 分割徴収を希望する期間及び回数

(分割徴収の通知)

- 第10条 市は、法第250条第1項の規定により清算金の分割徴収を決定したとき は、次の各号に掲げる事項を記載した防災街区整備事業清算金分割徴収決定通 知書により分割徴収を希望する者に通知するものとする。
 - (1) 分割徴収を行う清算金の額
 - (2) 分割徴収の期間及び回数
 - (3) 毎回の分割徴収の額
 - (4) 毎回の納付期限

(繰り上げ納付の通知)

- 第11条 市は、条例第19条第5項の規定により未納の清算金の一部の繰り上げ納付の通知があり、通知された納付があったときは、その残額について、次の各号に掲げる事項を記載した防災街区整備事業清算金分割徴収変更通知書により繰り上げ納付をした者に通知するものとする。
 - (1) 変更後の分割徴収清算金の額
 - (2) 変更後の分割徴収の期間及び回数
 - (3) 毎回の分割徴収の額
 - (4) 毎回の納付期限

(繰り上げ徴収の理由)

- 第12条 条例第19条第6項に規定する規則で定める理由があるときは、次のいずれかに該当するときとする。
 - (1) 清算金を分割して徴収されることとなった者が分割徴収に係る建築施設の部分を第三者に譲渡したとき。
 - (2) 清算金を分割して徴収されることとなった者の資力の低下が認められるとき。

(繰り上げ徴収の通知)

- 第13条 市は、条例第19条第6項の規定により未納の清算金の全部を繰り上げて 徴収しようとするときは、次の第1号及び第2号に掲げる事項を記載した防災 街区整備事業清算金分割徴収繰り上げ徴収決定通知書(以下「通知書」とい う。)により徴収されることとなった者に通知するものとし、同項の規定によ り未納の清算金の一部を繰り上げて徴収しようとするときは、次の各号に掲げ る事項を記載した通知書により徴収されることとなった者に通知するものとす る。
 - (1) 繰り上げ徴収を行う清算金の額
 - (2) 納付期限
 - (3) 残りの分割徴収を行う清算金の額
 - (4) 変更後の分割徴収の期間及び回数
 - (5) 毎回の分割徴収の額
 - (6) 毎回の納付期限
- 2 前項の通知は、納付期限の10日前までにするものとする。

(督促)

- 第14条 市は、清算金を納付すべき者がその納付期限までに納付しないときは、 納付期限後20日以内に、納付すべき金額及び納付すべき期限を指定した督促状 により督促するものとする。
- 2 前項の指定期限は、督促状を発した日から10日を経過した日とする。 (延滞金の減免)
- 第15条 条例第20条第2項に規定する規則で定める理由があると認めるときとは、 次のいずれかに掲げる場合に該当し、督促状において指定した期限までに納付 しなかったことがやむを得ないときとする。
 - (1) 督促を受けた者が震災、風水害、落雷、火災若しくはこれらに類する災害 を受け、又は資産を盗まれた場合
 - (2) 督促を受けた者が生活保護法 (昭和25年法律第144号) の規定による扶助 を受けた場合
 - (3) 督促を受けた者が自己の責めに属さない事情により納入通知又は督促状送達の事実を知ることができなかった場合

(4) 前3号に準ずる事情がある場合

(延滞金の減免申請等)

- 第16条 条例第20条第2項の規定による延滞金の減額又は免除(以下「減免」という。)を希望する者は、市に次の各号に掲げる事項を記載した防災街区整備事業延滞金減免申出書に、減免を希望する理由を証する書類を添付し、延滞金の減免の申出をしなければならない。
 - (1) 督促状に指定された納付期限及びその対象清算金
 - (2) 延滞金の額
 - (3) 減免を希望する延滞金の額
 - (4) 減免を希望する理由
- 2 市は、条例第20条第2項の規定により延滞金の減免を決定したときは、次の 各号に掲げる事項を記載した防災街区整備事業延滞金減免決定通知書により減 免を希望する者に通知するものとする。
 - (1) 督促状に指定された納付期限及びその対象清算金
 - (2) 延滞金の額
 - (3) 減免する延滞金の額

(滞納処分の事務)

- 第17条 法第250条第4項の規定による滞納処分の事務は、市長の委任を受けた 神戸市職員が行う。
- 2 前項の職員は、法第250条第4項の規定による滞納処分を行う場合には、所属、氏名を記載した防災街区整備事業清算金滞納処分職員証を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(帳簿)

- 第18条 市は、次に掲げる帳簿を備えるものとする。
 - (1) 神戸市防災街区整備事業清算金台帳
 - (2) 神戸市防災街区整備事業個人別清算金徴収簿
 - (3) 神戸市防災街区整備事業個人別清算金交付簿

(届出その他の様式)

第19条 この規則に規定する書類の様式は、主管局長が定める。

(施行細目の委任)

第20条 この規則の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

附則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

神戸国際港都建設事業防災街区整備事業施行規程を定める条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成6年11月15日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第23号

神戸国際港都建設事業防災街区整備事業施行規程を定める条例の施行期日を定める規則

神戸国際港都建設事業防災街区整備事業施行規程を定める条例(令和6年9月 条例第11号)の施行期日は、令和6年11月15日とする。

神戸空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月18日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第 24 号

神戸空港条例施行規則の一部を改正する規則

神戸空港条例施行規則 (平成17年12月規則第47号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(指定管理者の指定の申請に係る書類)

第19条 条例第30条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
(1) 指定申請書(団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先並びに指定管理者の指定を受けたい旨を記載した書面をいう。)
(2) 事業計画書
(3) 施設の管理に係る人員の配置計画に関する書類

- (4) 施設の管理に関する業務の収支 予算書
- (5) 定款又は寄附行為及び登記事項 証明書(法人以外の団体にあって は、これらに相当する書類)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市 長が必要があると認める書類

第20条 [略]

第19条 [略]

附則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年11月26日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第25号

神戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市国民健康保険条例施行規則(昭和35年12月規則第75号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

(一部負担金の減免又は徴収猶予) 第5条 被保険者の属する世帯の世帯 主(以下「世帯主」という。)は、条 例第7条の規定により一部負担金の 減免又は徴収猶予(以下「減免猶予」 という。)を受けようとするときは、 次に掲げる事項を記載した申請書に その理由を証明する書類を添付して

改正後

(1) 世帯主の氏名、住所及び<u>被保険</u> 者番号

区長に提出しなければならない。

 $(2) \sim (4)$ 「略]

改正前

(一部負担金の減免又は徴収猶予)

- 第5条 被保険者の属する世帯の世帯 主(以下「世帯主」という。)は、条 例第7条の規定により一部負担金の 減免又は徴収猶予(以下「減免猶予」 という。)を受けようとするときは、 次に掲げる事項を記載した申請書に その理由を証明する書類を添付して 区長に提出しなければならない。
 - (1) 世帯主の氏名、住所及び<u>被保険</u> 者証の番号
 - $(2) \sim (4)$ 「略]

(出産育児一時金の支給)

- 第7条 世帯主は、条例第9条の規定 により出産育児一時金の支給を受け ようとするときは、次に掲げる事項 を記載した申請書に出産を証明する 書類を添付して区長に提出しなけれ ばならない。
 - (1) 世帯主の氏名、住所及び<u>被保険</u> 者番号
 - $(2) \sim (5)$ [略]

(葬祭費の支給)

- 第8条 被保険者が死亡したときは、 その者の葬祭を行う者で条例第10条 の規定による葬祭費の支給を受けよ うとするものは、次に掲げる事項を 記載した申請書に死亡を証明する書 類を添付して区長に提出しなければ ならない。
 - (1) 世帯主の氏名、住所及び<u>被保険</u> 者番号
 - $(2) \sim (4)$ [略]

(出産育児一時金の支給)

- 第7条 世帯主は、条例第9条の規定により出産育児一時金の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に出産を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。
 - (1) 世帯主の氏名、住所及び<u>被保険</u> 者証の番号
 - (2) ~ (5) [略]

(葬祭費の支給)

- 第8条 被保険者が死亡したときは、 その者の葬祭を行う者で条例第10条 の規定による葬祭費の支給を受けよ うとするものは、次に掲げる事項を 記載した申請書に死亡を証明する書 類を添付して区長に提出しなければ ならない。
 - (1) 世帯主の氏名、住所及び<u>被保険</u> 者証の番号
 - $(2) \sim (4)$ [略]

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

神戸市告示第421号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年11月27日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年12月10日まで一般の縦覧に供する。

令和6年11月26日

神戸市

代表者	神戸市長	久	元	壴	浩

道路の	路線名	区間	新旧	延長	幅 員
種類			別	(メートル)	(メートル)
市道	生田北230	神戸市中央区下山手通8丁	新	0.10	6.00
	号線	目16番1地先から			
		神戸市中央区下山手通8丁	旧	0.10	6.00
		目16番1地先まで			
	生田北231	神戸市中央区下山手通8丁	新	0.80	7. 10
	号線	目16番1地先から			
		神戸市中央区下山手通8丁	旧	0.80	7. 10
		目16番1地先まで			

神戸市告示第422号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年11月27日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年12月10日まで一般の縦覧に供する。

令和6年11月26日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の	路	線	名	区	間	新旧別	延	長	幅	員
種類							(メー	トル)	(メー	ートル)
市道	大池3	号線		神戸市須属	神戸市須磨区大池町4丁			4. 20		9.30
				目1番55	目1番5地先から					
				神戸市須属	神戸市須磨区大池町4丁			4.20		9.30
				目1番55	也先まで					

神戸市告示第423号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和 58 年 4 月条例第 3 号)第 11 条第 2 項(同条例第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。)第 23 条の 2 項及び 3 項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和6年11月26日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。
- 2 保管期間

この告示の日から1月間(その保管に不相当な費用を要するときに限る。)

- 3 返還事務を行う時間
 - (1) 西部保管所·西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(2) 須磨保管所・名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

(ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。)

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住 所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示し なければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等(この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。)を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

別表	_			
自転車等の保 管及び返還の 場所	自転車等が置かれ、又は放置 されていた場所	撤去及び保管した自転 車等の台数	撤去及び保管した 年月日	問い合わせ先
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	板宿・西代駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和6年10月1日	神戸市須磨区妙法寺字ヌメリ石 1番地の1 建設局西部建設事務所
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 3台 原動機付自転車 0台		電話742-2468
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 22台 原動機付自転車 0台	令和6年10月3日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 14台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 0台	令和6年10月8日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 12台 原動機付自転車 1台	A T-0F-10 F-0 F-	
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 1台	令和6年10月9日	
E田区亜仏 洛	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台	△和6年10日10日	
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	板宿・西代駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和6年10月10日	
長田区西代通	長田・須磨区管内長期放置	自転車 7台 原動機付自転車 0台 0台	令和6年10月11日	
1丁目1番 西代保管所	板宿·西代駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台 自転車 1台	- 107111 H	
長田区御屋敷	長田・須磨区管内長期放置	原動機付自転車 0台 自転車 17台	令和6年10月16日	
通2丁目6番 西部保管所	鷹取駅(南・北)周辺自転車等 放置禁止区域	原動機付自転車 0台 自転車 7台	-	
須磨区西落合	長田・須磨区管内長期放置 名谷・妙法寺駅周辺自転車等	原動機付自転車 0台 自転車 0台	令和6年10月17日	
6丁目1番 名谷保管所	放置禁止区域	原動機付自転車 0台 自転車 2台	-	
長田区御屋敷	長田・須磨区管内長期放置 新長田駅周辺自転車等	原動機付自転車 0台 自転車 14台	令和6年10月22日	
通2丁目6番 西部保管所	放置禁止区域	原動機付自転車 1台 自転車 1台	-	
須磨区須磨浦	長田・須磨区管内長期放置 須磨・須磨海浜公園駅周辺	原動機付自転車 0台 自転車 3台	令和6年10月23日	_
通2丁目2番 須磨保管所	自転車等放置禁止区域 長田・須磨区管内長期放置	原動機付自転車 0台 自転車 4台	_	
長田区西代通 1丁目1番	高速長田駅周辺自転車等	原動機付自転車 0台 自転車 9台	令和6年10月24日	_
西代保管所	放置禁止区域 長田・須磨区管内長期放置	原動機付自転車 0台 自転車 16台	-	
長田区西代通 1丁目1番	板宿・西代駅周辺自転車等 放置禁止区域	原動機付自転車 0台 自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和6年10月28日	-
西代保管所	長田・須磨区管内長期放置	原動機付自転車 0台 自転車 9台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷 通2丁目6番	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 7台	令和6年10月29日	
西部保管所	長田・須磨区管内長期放置	自転車 27台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	板宿駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 20台 原動機付自転車 0台	令和6年10月30日	
HIND HID	長田・須磨区管内長期放置	自転車 12台 原動機付自転車 0台		

神戸市告示第424号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和 58 年 4 月条例 第 3 号)第 11 条第 2 項(同条例第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和6年11月26日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去 し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先 別表のとおり
- 2 保管期間

この告示の日から1月間(その保管に不相当な費用を要するときに限る。)

3 返還事務を行う時間

垂水自転車保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等(この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。)を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び	自転車等が置かれ、又は	撤去し、及び保管した	撤去し、及び	問い合わせ先
返還の場所	放置されていた場所	自転車等の台数	保管した年月日	1014 1142 676
垂水区西舞子8丁目20番19号	垂水駅周辺自転車等	自転車 3 台	令和6年10月1日	垂水区福田5丁目6番20号
垂水保管所	放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		建設局垂水建設事務所
	垂水駅周辺自転車等	自転車 1 台	令和6年10月7日	電話707-0234
	放置禁止区域	原動機付自転車 1 台		
	舞子駅周辺自転車等	自転車 2 台		
	放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	垂水駅周辺自転車等	自転車 1 台	令和6年10月11日	
	放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	垂水駅周辺自転車等	自転車 2 台	令和6年10月17日	
	放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	舞子駅周辺自転車等	自転車 1 台		
	放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	西舞子駅周辺自転車等	自転車 1 台		
	放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	塩屋駅周辺自転車等	自転車 1 台		
	放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	垂水駅周辺自転車等	自転車 5 台	令和6年10月22日	
	放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	垂水駅周辺自転車等	自転車 4 台	令和6年10月28日	
	放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	垂水区管内長期放置	自転車 2 台		
	放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	垂水区管内長期放置	自転車 5 台		
		原動機付自転車 1 台		

神戸市告示第425号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和58年4月条例第3号) 第11条第2項(同条例第12条第2項において準用する場合を含む。)及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。 令和6年11月26日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び 保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先 別表のとおり
- 2 保管期間
 - この告示の日から1月間(その保管に不相当な費用を要するときに限る。)
- 3 返還事務を行う時間
 - 三宮保管所及び湊町保管所
 - ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
 - イ 土曜日 午後1時から午後5時まで (日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く)
- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及 び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければ ならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等(この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。)を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放 置されていた場所	撤去し、及び保管し の台数	た自転車等	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先	三宮駅周辺	自転車	21 台		兵庫区湊川町2丁目1番12年
三宮保管所	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	令和6年10月1日 	建設局中部建設事務所
	元町駅周辺	自転車	6 台	7740410711	電話 511-0515
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台		
		自転車	7 台	A ====================================	
	中央区長期放置	原動機付自転車	5 台	令和6年10月3日	
	三宮駅周辺	自転車	17 台		1
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台		
		自転車	1 台	令和6年10月5日	
	駐輪場内				
		原動機付自転車	0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	23 台		
	日松平守以但宗正区以	原動機付自転車	0 台		
	元町駅周辺	自転車	3 台	令和6年10月7日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台		
	春日野道駅周辺	自転車	2 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台		
	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	自転車	6 台	△ ₹10₽0₽	
	中央区長期放置	原動機付自転車	0 台	令和6年10月8日 	
	三宮駅周辺	自転車	25 台		1
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	- 令和6年10月9日	
	————————————————————— 元町駅周辺	自転車	2 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台		
		自転車	19 台		-
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域			令和6年10月11日	
	口私干	原動機付自転車	0 台		-
	中央区長期放置	自転車	6 台	令和6年10月12日	
		原動機付自転車	2 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域 	自転車	37 台	- 令和6年10月16日	
		原動機付自転車	0 台		
		自転車	17 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台		
		自転車	9 台	A ====================================	
	中央区長期放置	原動機付自転車	0 台	令和6年10月17日	
		自転車	3 台		-
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	令和6年10月19日	
		自転車	52 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域				
		原動機付自転車	0 台		
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	14 台	令和6年10月21日	
	口私半可以但示止区以	原動機付自転車	0 台		
	春日野道駅周辺	自転車	2 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台		
	中央区長期放置	自転車	9 台	令和6年10月23日	
	一人已以初从巴	原動機付自転車	0 台	10/120H	
	三宮駅周辺	自転車	15 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台		
	元町駅周辺	自転車	2 台	A == =	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	令和6年10月25日	
		自転車	1 台		
	駐輪場内		0 台		
		原動機付自転車			-
	中央区長期放置	自転車	17 台	令和6年10月26日	
		原動機付自転車	0 台		-
	三宮駅周辺	自転車	35 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台		
	元町駅周辺	自転車	14 台	会和6年10月20日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	令和6年10月30日 	
	春日野道駅周辺	自転車	1 台	1	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台		

兵庫区湊町1丁目35	神戸駅周辺	自転車	24 台	
湊町保管所	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	新開地駅周辺	自転車	9 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	9 台	令和6年10月2日
	日粒甲守瓜但示止区域	原動機付自転車	0 台	
	和田岬駅周辺	自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	E) + A B - L	自転車	1 台	
	駐輪場内	原動機付自転車	0 台	
		自転車	2 台	
	兵庫区長期放置			令和6年10月3日
		原動機付自転車	1 台	
	兵庫区長期放置	自転車	6 台	令和6年10月8日
		原動機付自転車	1 台	
	神戸駅周辺	自転車	19 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
		自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	

	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	3 台	令和6年10月10日
	口私牛守以但示止企以	原動機付自転車	0 台	
	湊川駅周辺	自転車	9 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
		自転車	12 台	
	駐輪場内	原動機付自転車	0 台	
			17 台	
	兵庫区長期放置	自転車		令和6年10月12日
		原動機付自転車	0 台	
	神戸駅周辺	自転車	14 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	兵庫駅周辺	自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	新開地駅周辺	自転車	3 台	
	利用地脈向辺 自転車等放置禁止区域		0 台	令和6年10月15日
		原動機付自転車		
	湊川駅周辺	自転車	11 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	駐輪場内	自転車	2 台	
	尚工半冊 2の ピソ	原動機付自転車	0 台	
		自転車	3 台	
	兵庫区長期放置	原動機付自転車	0 台	令和6年10月17日
	++ = FD FD Y=	自転車	14 台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域			
	口拉丁可以巴尔里伦林	原動機付自転車	0 台	
	新開地駅周辺	自転車	6 台	令和6年10月22日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1 台	12-14-0 1 -07-12-EM
	湊川駅周辺	自転車	12 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
		自転車	22 台	
	兵庫区長期放置			令和6年10月23日
		原動機付自転車	0 台	
	神戸駅周辺	自転車	7 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	兵庫駅周辺	自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	A 400 to 10 to 10
	—————————————————————————————————————	自転車	9 台	令和6年10月24日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
		<u> </u>		
	駐輪場内	自転車	10 台	
		原動機付自転車	0 台	
	兵庫区長期放置	自転車	9 台	令和6年10月26日
	八千巴以列以巴	原動機付自転車	0 台	<u>ртиот гол 20 н</u>
	神戸駅周辺	自転車	9 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1 台	
	並用 田 田 田 田	自転車	9 台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域			令和6年10月28日
		原動機付自転車	0 台	
	湊川駅周辺	自転車	12 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1 台	

告示 伺 神港神第 1845 号

神戸市告示第426号

港湾法(昭和25年法律第218号)第37条の11第2項に定める港湾隣接区域において、指定する物件を放置(以下、「放置物件等」という。)する禁止行為があったため、同法第56条の4第1項の規定による放置物件等の撤去を命ずべき所有者または占有者、その他権原を有する者(以下、「所有者等」という。)の氏名及び住所を確知することができないため、同法第56条の4第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和6年11月26日

神戸市長 久 元 喜 造

1 放置物件等

場所 神戸港西部地区

管理 - 番号	放置物件等一覧							
	自動車 登録番号等	車種	数量	放置場所	備考			
1	神戸 400 て 7310	トヨタ トヨエース	1	苅藻島運河 南物揚場				
2	不明	ダイハツ ラパン	1	長田港西物揚場				

*管理番号は、港湾局神戸港管理事務所が整理の必要上、付した番号です。

2 撤去期限

この告示の日から14日間

- 3 期限までに撤去しなかった場合の措置 神戸市又は委任した者により、放置物件等を撤去保管する。
- 4 問い合わせ等
 - (1) 受付時間 平日 午前9時から午後5時まで。
 - (2) 連絡先

中央区港島中町4丁目1番1号 ポートアイランドビル6階 神戸市港湾局神戸港管理事務所

電話 304-2503

神戸市告示第427号

港湾法(昭和25年法律第218号)第37条の11第2項に定める港湾隣接区域において、指定する物件を放置(以下、「放置物件等」という。)する禁止行為があったが、放置物件等の所有者または占有者、その他権原を有する者(以下、「所有者等」という。)を確知することができなかった。

同法第56条の4第2項の規定に基づき、事前の撤去告示(神戸市告示第379号)を行ったが、 所有者等を確知することができなかったため、同法第56条の4第4項の規定に基づき、次のとお り告示する。

令和6年11月26日

神戸市長 久 元 喜 造

1 保管した放置物件等

場所 メリケンパーク

管理	放置物件等一覧									
番号	名称又は	形状	数量	放置場所	撤去した日時					
ш //	種類	1541	奴里	以巨物的	保管を始めた日時					
1~	自転車	 シティサイクル型	3	船客待合所·						
3	日料牛		J	北側駐輪場						
5 ~	白起击	ミニベロ型	0	船客待合所·						
6	自転車	くしては空	2	南側駐輪場	11月8日10時					
7 ~	白起击				同日 11 時					
11	自転車	ンティサイクル型 	ゲィサイクル型 5							
12	自転車	電動アシスト型	1	音楽練習場南東						

^{*}管理番号は、港湾局神戸港管理事務所が整理の必要上、付した番号です。

2 保管場所

港湾局ポートアイランド保管庫

3 保管した放置物件等の返還手続き

放置物件等の鍵など、その他所有者等であることを証する物を提示しなければならない。

また、保管した工作物等の所有権等の権原を有することを証する書面を神戸市港湾局神戸港管理事務所に提出すること。

4 その他

この告示の日から起算して6箇月を経過してもなお放置物件等(この告示の日から3箇月を経過してもなお返還できない場合において、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するため放置物件等を売却した代金を含む。)を返還することができないときは、当該物件の所有権は本市に帰属する。

- 5 問い合わせ等
 - (1) 受付時間 平日 午前9時から午後5時まで
 - (2) 連絡先

中央区港島中町4丁目1番1号 ポートアイランドビル6階 神戸市港湾局神戸港管理事務所

電話 304-2501

神戸市告示第428号

計量法(平成4年法律第51号)第20条第1項の規定により、神戸市指定定期検査機関の指定の更新をしたので、同法第159条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年11月26日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 神戸市指定定期検査機関の名称 一般社団法人 神戸市計量士会
- 2 指定の有効期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

神戸市告示第429号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、公金の収納に関する事務を次のように委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年11月26日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

- (1) 名称 株式会社神戸北野美術館
- (2) 所在地 神戸市中央区北野町1丁目5番7号
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入 ミュージアムグッズ等の売上代金
- 3 指定をした日 令和6年10月21日
- 4 委託期間

令和6年10月21日から令和7年3月31日まで

神戸市告示第430号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、公金の収納に関する事務(以下「公金事務」という。)を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年11月26日

神戸市長 久 元 喜 造

業務の名称	指定公金事務取扱者	指定公金事務取扱	指定公金事務取	委託期間
		者に委託した公金	扱者として指定	
		事務に係る歳入	した日	
	長崎県長崎市出島町	販売料	令和6年11月	令和6年12
	5番2号		14 日	月1日から
ひがしなだか	株式会社 METRO			令和7年3
るた販売及び	PLUS			月 31 日まで
料金の収納業				
務	東京都中央区日本橋	販売料	令和6年11月	令和6年12
	2丁目3番10号		14 日	月1日から
	株式会社 丸善ジュ			令和7年3
	ンク堂書店			月 31 日まで

神戸市告示第431号

人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例(平成8年4月条例第10号)第18条第1項の規定に基づく里づくり計画の認定を行ったので、同条第6項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年11月26日

神戸市長 久 元 喜 造

1 認定する里づくり計画 広谷里づくり計画

神戸市公告

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和44年政令第254号)第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和6年11月26日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

		土	地の	表示		変更内容
市	区	町	字	地番	面積	多 史 门 谷
神戸	西	伊川谷町前開	縄手	939番2のうち 別図の斜線部分	1,661 ㎡のうち 96 ㎡	
神戸	西	押部谷町西盛	垣内	150 番	188 m²	農用地区域から除外する。

別図は省略する。

神戸市公告

次の開発区域(工区)の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市 計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告します。

令和6年11月26日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

神戸市垂水区霞ケ丘 5 丁目 1584 番 1、1584 番 11、1584 番 12、1584 番 13、1584 番 20、1584 番 21、1584 番 22、1584 番 23、1584 番 24、1584 番 25、1584 番 26、1584 番 27、1584 番 28、1584 番 29、1584 番 31、1584 番 32

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

垂水区霞ケ丘5丁目10番25号

青木 壽美子

3 許可番号

令和6年1月12日 第8161号

(変更許可 令和6年10月7日 第2159号

変更許可 令和6年11月5日第2166号)

神戸市営地下鉄ポイント還元サービス取扱規程を次のように制定する。 令和6年11月26日

交通事業管理者 城南雅 一

神戸市交通管理規程第10号

神戸市営地下鉄ポイント還元サービス取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、神戸市交通局(以下、「本市」という。)が、西日本旅客 鉄道株式会社が発行するIC証票乗車券(以下、「ICOCA乗車券」という。)の利 用者に対して提供する神戸市営地下鉄ポイント還元サービス(以下、「本サー ビス」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

- 第2条 本サービスの内容及び適用条件等については、この規程及び神戸市営 地下鉄ポイント還元サービス利用規約(以下、「利用規約」という。)の定め るところによる。
- 2 この規程及び利用規約に定めのない事項については、神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程(昭和52年3月交規程第51号。以下、「高速鉄道乗車料規程」という。)、神戸市交通局IC証票乗車券取扱規程(平成18年9月交規第3号。以下「IC乗車券規程」という。)、神戸市交通局ICOCA乗車券取扱規程(平成29年3月交規程第12号)等の定めるところによる。

(定義)

- 第3条 この規程における主な用語の意義は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 「利用者」とは、利用規約に同意のうえ、本サービスに利用登録した個人のことをいう。
 - (2) 「対象路線」とは、利用規約に規定する本市高速鉄道路線、並びに他社 路線をいう。
 - (3) 「ポイント」とは、本サービスにより付与される電子的な特典情報、並びに本市が連携する他社サービスにより付与される電子的な特典情報をいう。
 - (4) 「ポイント残高」とは、本サービスにより付与されたポイント、並びに 本市が連携する他社サービスにより付与されたポイントの合計をいう。

- (5) 「利用月」とは、月初日の営業開始から月末日の営業終了までの1か 月間をいう。
- (6) 「ストアードフェア(以下、「SF」という。)」とは、ICOCA乗車券に 記録される金銭的価値で、専ら料金の支払いに充当するものをいう。
- (7) 「同一普通運賃区間」 とは、高速鉄道乗車料規程第3条第1項第1号 に定める区数が同一の区間をいう。運賃の額が同一であっても、区数の区 分が異なる場合は、同一普通運賃区間とはみなさない。
- (8) 「他社サービス」とは、本市以外の他事業者(以下、「他社」という。) が提供する、ICOCA乗車券による他社路線の利用に基づいてポイントを付与する本サービスと同種のサービスで、交通事業管理者(以下「管理者」という。)が認めたサービスをいう。
- (9) 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第 178号)第3条に規定する休日をいう。
- (10) 「平日」とは、土曜日及び休日以外の日をいう。

(利用登録)

第4条 ポイントサービスの利用登録やその制限、登録内容の確認・変更方法 等については、利用規約の定めるところによる。

(他社サービスとの連携)

- 第5条 本市が連携する他社サービスは、利用規約の定めるところによる。
- 2 管理者は、利用者が利用規約の定める他社路線を利用したときにもポイントを付与するものとするが、この場合の付与条件及び付与するポイントの計算方法等は本規程によらず、当該他社の定める規約によるものとする。

(利用登録の無効・解除)

- 第6条 利用登録後、当該ICOCA乗車券のSF残額を使用して、本サービスまたは他社サービスの対象路線を最後に利用した日の属する月の翌月から起算して12か月間、当該ICOCA乗車券のSF残額による対象路線の利用がなかった場合は、本サービスにおける利用登録が無効となり、本規程に規定する一切のサービスの提供を受けることができないものとする。
- 2 利用登録を行ったICOCA乗車券を払い戻した場合で、利用規約に定める方法で利用登録及びポイント残高に関する情報の引継ぎをしなかった場合は、

利用登録を解除したものとみなし、本規約に規定する一切のサービスの提供を受けることはできない。

- 3 利用登録の解除手続については、利用規約に定めるところによる。
- 4 IC乗車券規程等の規定によりICOCA乗車券を無効として回収した場合は、 利用登録が解除され、本規程に規定する一切のサービスの提供を受けること ができないものとする。

(ポイントの付与)

- 第7条 管理者は、利用者がICOCA乗車券のSF残額を用いて対象路線のうち本 市高速鉄道路線を乗車した利用月における利用に対し、第8条から第10条に 規定する方法に基づいて算出した同一普通運賃区間ごとのポイントの合計 と第11条に規定する方法に基づいて算出したポイントを合算して10ポイン ト未満の端数を切り捨てた値を、ポイント残高として付与する。
- 2 ポイントの付与は利用登録を行ったICOCA乗車券に対して行い、複数枚の ICOCA乗車券に対して利用登録を行った場合の付与ポイントの合算はしない。
- 3 第1項に規定するポイントは、利用月の翌月15日に付与されるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、管理者の運営上の都合により、ポイントを付与 する日が変更となる場合がある。

(普通ポイントの付与)

第8条 普通ポイントは、利用月における同一普通運賃区間の利用回数に応じて、下表のとおり算出して付与する。

1					
利用回数	付与率	算出方法	端数処理		
同一普通運賃	なし				
区間の1回目					
から10回目ま					
での利用					
同一普通運賃	10%	同一普通運賃区間	1 ポイント未満の		
区間の11回目		の普通運賃×(利用	端数は切り捨て		
以降の利用		回数-10回)×付与率			

(昼間ポイントの付与)

第9条 昼間ポイントは、利用月における土曜日、休日及び平日のうち管理者が定める日並びに管理者が定める日以外の平日の午前10時から午後4時までの間に乗車する駅において改札を受けた同一普通運賃区間の利用回数に応じて、下表のとおり算出して付与する。

7 1 + 1		• • / • 0	
利用回数	付与率	算出方法	端数処理
同一普通運賃	なし		
区間の1回目			
から5回目ま			
での利用			
同一普通運賃	10%	同一普通運賃区間	1 ポイント未満の
区間の6回目		の普通運賃×(利用	端数は切り捨て
以降の利用		回数-5回)×付与率	

(土休日ポイントの付与)

第10条 土休日ポイントは、利用月の土曜日、休日及び平日のうち管理者が定める日における同一普通運賃区間の利用回数に応じて、下表のとおり算出して付与する。

(11, 1, 1, 0, 0)			
利用回数	付与率	算出方法	端数処理
同一普通運賃	なし		
区間の1回目			
から5回目ま			
での利用			
同一普通運賃	20%	同一普通運賃区間	1 ポイント未満の
区間の6回目		の普通運賃×(利用	端数は切り捨て
以降の利用		回数-5回)×付与率	

(特定ポイントの付与)

第11条 管理者は、前3条の規定にかかわらず、特定の期間・時間・区間等を 別に定め、それに該当するICOCA乗車券の利用月のSF利用に対してポイント を付与することができる。

(ポイント残高の有効期限)

第12条 ポイント残高の有効期限は、ポイント付与した月を含む3か月後の月末とする。その期限内に次条に規定するポイント残高のチャージ、もしくは有効期限の延長が行われなかった場合は、該当するポイント残高は有効期限切れとして失効する。

(ポイント残高のチャージ)

- 第13条 利用者は、利用規約に規定する駅の券売機または他社の駅の一部の券売機等において、利用登録を行ったICOCA乗車券のポイント残高を、1ポイント1円に換算してSFにチャージすることができる。
- 2 チャージすることができるポイントは、本規程の定めにより管理者が付与するポイントと、第5条の定めにより連携する他社サービスにおいて付与されるポイントを合算したポイントとする。

(ポイントの不正入手)

第14条 本規程に規定する以外の方法で不正にポイントを入手した場合は、IC 乗車券規程等の規定により、当該ICOCA乗車券を無効として回収する。この場合、保有するポイントは無効とする。

(本サービス提供の制限または停止)

- 第15条 管理者は、IC乗車券規程の規定等によるほか、本サービスの提供に必要な設備等の保守点検の実施等により、本サービスの提供を予告なしに一時的に制限または停止することがある。
- 2 前項に規定する本サービス提供の制限または停止に対し、管理者はその責 を負わない。ただし、当該制限または停止が、本市の故意または重過失によ って生じた場合は除く。

(免責事項)

- 第16条 ICOCA乗車券の紛失・盗難等により、第三者がポイント残高を不正に 使用した場合であっても、利用者の損害については、管理者はその責を負わ ない。
- 2 利用者が登録した確認番号を使用した手続き・操作等については、利用者本人が行ったものとみなし、そのために生じた利用者の損害については、管理者はその責を負わない。
- 3 その他、本市の責に帰すことのできない事由から発生した利用者の損害については、管理者はその責を負わない。

(本サービスの変更・終了)

- 第17条 管理者は、利用規約に定めのある場合は、あらかじめ利用者に周知の うえ、本サービスの内容を変更、またはサービスを終了することができる。 (個人情報の取扱い)
- 第18条 本サービスの提供にあたって取得した個人情報については、利用規約 の定めるところにより取り扱うものとする。

附 則

(実施期日)

この規程は、令和6年12月1日から施行する。

神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年11月26日

交通事業管理者 城 南 雅 一

神戸市交通管理規程第11号

神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程等の一部を改正する規程

(神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程の一部改正)

第1条 神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程 (昭和52年3月交規程第51号) の一部を次のように改正する。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(乗車券の種別及び料金等)	(乗車券の種別及び料金等)
第3条 乗車券の種別及び通用期間並	第3条 乗車券の種別及び通用期間
びに料金の額は、次に掲げるとおり	並びに料金の額は、次に掲げるとお
とする。	りとする。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 回数券	(2) 回数券
(単位:円)	(単位:円)
種特別割引	種 普通回数 特別割引 昼間土・
別回数乗車	別 券 回数乗車 割 引休 日
券	券 回数割引

	大人	小児
77	11 米	11米
区	11券	11券
数	片	片
1	1, 10	600
区 2	0	
2	1,20	600
区	0	
3	1,40	700
区	0	
4	1,60	800
区	0	
5	1,80	900
区	0	
6	1,90	1,00
区	0	0
7	2, 10	1, 10
区	0	0
8	2,20	1, 10
区	0	0
9	2, 40	1, 20
区	0	0
北	1,40	700
神	0	
区		
北	1,40	700

	大人	小児	大人	小児	券	回 数
					(大	券
					人)	(大
						人)
区	11券	11券	11券	11券	6 券	7 券
数	片	片	片	片	片	片
1	2, 10	1, 10	1,10	600	1,05	1,05
区	0	0	0		0	0
2	2,40	1,20	1,20	600	1,20	1,20
区	0	0	0		0	0
3	2,80	1,40	1,40	700	1,40	1,40
区	0	0	0		0	0
4	3, 10	1,60	1,60	800	1,55	1,55
区	0	0	0		0	0
5	3,50	1,80	1,80	900	1,75	1,75
区	0	0	0		0	0
6	3,80	1,90	1,90	1,00	1,90	1,90
区	0	0	0	0	0	0
7	4, 10	2, 10	2, 10	1, 10	2,05	2,05
区	0	0	0	0	0	0
8	4,40	2, 20	2,20	1, 10	2, 20	2,20
区	0	0	0	0	0	0
9	4,70	2, 40	2,40	1,20	2, 35	2,35
区	0	0	0	0	0	0
北	2,80	1, 40	1,40	700	1,40	1,40
神	0	0	0		0	0
区						
北	2,80	1,40	1,40	700	1,40	1,40

1 1	1 1	
神	0	
区		
+		
1		
区		
北	1,50	700
神	0	
区		
+		
2		
区		
北	1,70	800
神	0	
区		
+		
3		
区		
北	1,90	900
神	0	
区		
+		
4		
区		
北	2, 10	1,00
神	0	0
区		
+		
5		

神	0	0	0		0	0
区						
+						
1						
区						
北	3, 10	1,50	1,50	700	1,55	1,55
神	0	0	0		0	0
区						
+						
2						
区						
北	3, 50	1,70	1,70	800	1, 75	1,75
神	0	0	0		0	0
区						
+						
3						
区						
北	3,80	1,90	1,90	900	1,90	1,90
神	0	0	0		0	0
区						
+						
4						
区		_				
北	4, 20	2, 10	2, 10	1,00	2, 10	2, 10
神	0	0	0	0	0	0
区						
+						
5						

区				
北	2,	20	1,	10
神		0		0
区				
+				
6				
区				
北	2,	40	1,	20
神		0		0
区				
+				
7				
区				
北	2,	50	1,	20
神		0		0
区				
+				
8				
区				
通	発	売	日	カュ
用	ら	そ	Ø	日
期	の	属	す	る
間	月	Ø	<u>광</u>	月
	カゝ	5	起	算
	し	て	第	3
	月	Ø)	末	日
	ま	で		

区						
北	4,50	2,20	2,20	1, 10	2, 25	2, 25
神	0	0	0	0	0	0
区						
+						
6						
区						
北	4,80	2,40	2,40	1,20	2,40	2,40
神	О	0	0	0	0	0
区						
+						
7						
区						
北	5, 10	2,50	2,50	1,20	2,55	2,55
神	O	0	0	0	0	C
区						
+						
8						
区						
通	発売	目から	その	日の履	属する	月の
用	翌月な	いら起	算し	て第:	3月の	末日
期	まで					
間						

 $(3) \sim (6)$ 「略]

2 「略]

(定期券の発行媒体)

第3条の2 定期券の発行媒体は、IC | 第3条の2 定期券の発行媒体は、IC 証票乗車券とする。ただし、発行の都 合上、IC証票乗車券での発行が困難 な場合には磁気券で発行する。

(乗車券の様式)

- 第14条 乗車券の様式は、次の各号に | 第14条 乗車券の様式は、次の各号に 掲げるとおりとする。
 - $(1) \sim (3)$ [略]

備考

- 1 昼間割引回数券とは、土曜日、 休日(日曜日及び国民の祝日に 関する法律(昭和23年法律第178 号) 第3条に規定する休日をい う。以下同じ。)及び平日(土曜 日及び休日以外の日をいう。以 下同じ。)のうち交通事業管理者 が定める日並びに交通事業管理 者が定める日以外の平日の午前 10時から午後4時までの間に乗 車する駅において改札を受ける 場合に通用するものとする。
- 2 土・休日割引回数券とは、土 曜日、休日及び平日のうち交通 事業管理者が定める日に通用す るものとする。
- $(3) \sim (6)$ 「略]
- 2 「略]

(定期券の発行媒体)

証票乗車券又は磁気券とする。

(乗車券の様式)

- 掲げるとおりとする。
 - $(1) \sim (3)$ [略]

- (4) 削除
- (5) [略]
- (6) 削除
- (7) 削除
- $(8) \sim (16)$ 「略]

様式第1号~様式第7号 [略]

- (4) 普通回数券 様式第8号
- (5) [略]
- (6) 昼間割引回数券 様式第8号の(3)
- (7) <u>土・休日割引回数券 様式第8</u> 号の(4)
- $(8) \sim (16)$ 「略]

様式第1号~様式第7号 [略]

様式第8号、様式第8号の(3)、様式第8号の(4)(第14条関係)は削除する。 様式第9号、様式第9号の(3)、様式第10号を次のように改める。

様式第9号(第14条関係)

普通定期券.



様式第9号の(3)(第14条関係) 地下鉄ゾーン定期券。



様式第 10 号 (第14条 関係)

通学定期券。

(1)大学生用。



(2) 高校生用。



(3)中学生用。



(4) 小児用。



(神戸市交通局 IC 証票乗車券取扱規程の一部改正)

第2条 神戸市交通局IC証票乗車券取扱規程 (平成18年9月交規程第3号)の一部を次のように改正する。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(料金)	(料金)

第15条 [略]

2、3 [略]

4 管理者は別に定めるところにより、IC証票乗車券に、ポイント(電子的な特典情報)を付与することができる。

第15条 「略]

2、3 [略]

4 管理者は別に定めるところにより、IC証票乗車券に、ポイント(電子的な特典情報であって、乗合自動車の乗車に利用できるものをいう。)を付与することができる。

(神戸市乗合自動車・高速鉄道連絡運輸及び共通乗車取扱規程の一部改正)

第3条 神戸市乗合自動車・高速鉄道連絡運輸及び共通乗車取扱規程 (平成14年 6月交規程第6号)の一部を次のように改正する。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(乗車券の種類及び連絡の形態)	(乗車券の種類及び連絡の形態)
第2条 乗車券の種類及び連絡の形態	第2条 乗車券の種類及び連絡の形態
は、次の各号に掲げるとおりとする。	は、次の各号に掲げるとおりとする。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 回数乗車券	(2) 回数乗車券
ア 高速鉄道・他鉄道連絡回数乗車	ア 高速鉄道・他鉄道連絡回数乗車
券	券
	(ア) 普通回数乗車券の組合せ
(ア) 特別割引回数乗車券の組合	<u>(イ)</u> 特別割引回数乗車券の組合

せ

 $(3) \sim (6)$ [略]

(定期券の発売媒体)

第2条の2 定期券の発売媒体は、IC 証票乗車券とする。<u>ただし、発行の都</u> 合上、IC証票乗車券での発行が困難 な場合には磁気券で発売する。 #

- (ウ) 昼間割引回数乗車券の組合 せ
- (エ) 土・休日割引回数乗車券の 組合せ
- $(3) \sim (6)$ [略]

(定期券の発売媒体)

第2条の2 定期券の発売媒体は、IC 証票乗車券又は磁気券とする。

(神戸市交通局前払式料金カード取扱規程の一部改正)

第4条 神戸市交通局前払式料金カード取扱規程 (平成9年4月交規程第2号) の一部を次のように改正する。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前	
(カードの種類 <u>及び</u> 使用可能額等)	(カードの種類 <u>、</u> 使用可能額 <u>及び販売</u>	
	<u>額</u> 等)	
第3条 カードの種類及び使用可能額	第3条 カードの種類及び <u>発売額</u> は次	
は次のとおりとする。	のとおりとする。	
市バス・地下鉄共通NEW Uラインカ	市バス・地下鉄共通NEW Uラインカ	

ード

種類	使用可能額
大人用1,00	1,000円
0円券	
大人用3,00	3,200円
0円券	
大人用5,00	5,400円
0円券	
小児用1,00	1,000円
0円券	

2、3 [略]

第4条 削除

ード

種類	使用可能額	発売額
大人用1,00	1,000円	1,000円
0円券		
大人用3,00	3,200円	3,000円
0円券		
大人用5,00	5,400円	発売なし
0円券		
小児用1,00	1,000円	1,000円
0円券		

2、3 「略]

(発売場所)

- 第4条 <u>カードは、次の各号に定める</u>場所で発売する。
 - (1) 市バス・地下鉄定期券発売所
 - (2) 高速鉄道の各駅
 - (3) 高速鉄道の各駅売店等
- 2 管理者は、事業上必要があると認める場合は、前項に規定する場所以外の場所においてカードを発売することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年12月1日から施行する。ただし、第1条中神戸市高速 鉄道乗車料条例施行規程第3条を改める規定、第14条を改める規定、様式第8 号を改める規定、様式第8号の(3)を改める規定及び様式第8号の(4)を改める 規定、第3条中神戸市乗合自動車・高速鉄道連絡運輸及び共通乗車取扱規程第 2条第1項を改める規定、並びに第4条は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に、この規程の第1条の規定による改正前の神戸市高速鉄道乗車料 条例施行規程第3条第1項第2号の規定に基づき発行された回数券であって、 この規程の施行の際にまだ通用期間が満了していないものについては、なお従 前の例により使用することができるものとする。

令和 6 年 10 月 1 日付け神戸市公報第 3879 号について、誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

令和6年11月26日

(20ページ 告示第341号 表を一部修正)

誤

第3	建築物の敷地の緑化基準
ſī	#考

第3 建築物の敷地の緑化基準 備考

正

第3 建築物の敷地の緑化基準

建築物の緑化基準は、次の表のとおりとする。

敷地の区分			緑地の 面積	緑地の面 積として 算入する 部分
1	住宅	[略]	[略]	[略]
2	の敷地	[略]	[略]	
	で <u>敷地</u>			
	面積が			
	<u>1,000</u>			
	<u>平方メ</u>			
	<u>ートル</u>			
	以上で			
	あるも			
	の			
3	[略]	[略]	[略]	
4		[略]	[略]	

備考

第3 建築物の敷地の緑化基準 建築物の緑化基準は、次の表のとおりとする。

敷地の区分			緑地の 面積	緑地の面 積として 算入する 部分
1	住宅	[略]	[略]	[略]
2	の 敷 地 面 1,000 平 トル 以上で	[略]	[略]	
	あるもの			
3	[略]	[略]	[略]	
4		[略]	[略]	

備考